

市立病院職員の道路交通法違反（酒気帯び運転）について

平成 29 年 11 月 27 日

市 立 病 院

1 検挙の概要

- (1) 検挙年月日 平成 29 年 10 月 21 日（土） 午後 3 時 50 分頃
 (2) 検挙場所 
 (3) 職員の職・氏名 
 (4) 概要

当該職員は、10 月 21 日（土）、翌日の衆議院議員選挙における投票所の設営準備終了後、自宅アパートへ帰宅し、午後 1 時から 2 時までの間に 500ml の缶ビール 2 本を飲酒した。その後、午後 3 時頃に自家用車を運転して市内スーパーに買い物に出掛け、その際、パトカーに呼び止められ、呼気検査で基準値の呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ 以上となる 0.85mg/ℓ が検出されたことから、道路交通法違反（酒気帯び運転）により検挙された。

2 経過

- (1) 10 月 21 日（土）
 午後 3 時 50 分頃検挙され、盛岡東警察署での事情聴取終了後、午後 9 時 30 分過ぎ、当該職員から所属長へ報告があった。所属長から当該職員に対し、翌日午前、検挙に至る状況を確認するため、登庁するよう指示した。
- (2) 10 月 22 日（日）
 午前 8 時 30 分、市立病院で、当該職員から状況確認を行い、その後、顛末書を提出させ、所属長が口頭で自宅待機を命じた。
- (3) 10 月 23 日（月）
 午後 3 時 15 分、病院事業管理者から、緊急院内連絡会議で各部門の長等へ法令遵守の徹底を訓示した。午後 4 時に市議会議員に事案発生の概要を情報提供するとともに、緊急記者発表を行った。

3 当該職員に対する指導等

- (1) 平成 28 年度
 離席が多いことについて、所属長が注意し、指導を行った。
- (2) 平成 29 年度
 ア 所属長による個別指導等
 ・ 6 月上旬から離席がみられたため、注意し、職務に専念するよう指導を行った。また、必要な場合には、体調管理のための休暇取得や健康相談室の利用、医療機関の受診を促した。
 ・ 6 月中旬になり、酒気帯びによる勤務態度不良を認め、嚴重注意を行った。

- ・ 7月中旬以降，入院による治療に専念することを勧めるとともに，本人了解の下，自家用車での通勤は行わないこととした。
- ・ 6月上旬から7月下旬までの間，当該職員に対し所属長による個別面談を13回実施し，その都度，法令遵守の徹底について指導するとともに，断酒，通院及び服薬の継続を随時確認した。7月の外来受診の際には所属長も2回同行した。
- ・ 6月中旬から，本人了解のもと，随時のアルコールチェックを開始。7月中旬以降は検挙の前日まで，全ての勤務日に，1日3回（始業時，午後1時，終業時）のアルコールチェックを実施した。
- ・ 6月下旬，個別面談において，当該職員から禁酒と職務に専念する旨の誓約があった。

イ サービスミーティング

- ・ 6月は道路交通関係法令の遵守の徹底（酒気帯び運転の厳罰確認を含む）について確認した。
- ・ 7月は飲酒運転の絶対禁止等を確認した。

4 院内における綱紀保持の取組

- (1) 病院事業管理者名で各部門の長等に対し，「綱紀保持の徹底」を通達した。
- (2) 院内メールにより，全職員に対し，患者対応について徹底した。
- (3) 院内委託業者に対し，法令遵守の徹底と患者対応について協力を依頼した。
- (4) 管理運営会議で，院内幹部職員に「盛岡市職員サービスハンドブック」を配付し，部下職員への法令遵守の徹底を指導するとともに，再発防止に向けた「飲酒運転根絶」リーフレットの各部門での掲示を指示した。
- (5) 院内連絡会議で，院内各部門の長等に対し，改めて法令遵守を徹底し，市民の信頼回復に努めるため，引き続き，部下職員に対し指導を行なうことを要請した。

5 職員の処分

当該職員及び管理監督者について，厳正に処分を行う予定である。

現在，労働基準法第20条の規定に基づく解雇予告除外認定申請の手続き中である。

6 院内における再発防止に向けた取組

(1) 盛岡市職員サービスハンドブックの再確認と具体的な取組の推進

院内連絡会議，院内研修会等において，随時，ハンドブックの内容を確認し，より具体的な取組が推進されるよう周知するとともに，不祥事を起さない職場風土づくりを徹底する。

(2) 職員の健康状況の把握の徹底と個別の指導・相談の推進

所属長は，健康状況が心配される職員に対しては，それに応じた個別の指導や相談を進めることとする。特に，飲酒や肝機能の異常が心配される職員に対しては，日常生活における飲酒や車の運転について，速やかに注意喚起を促す。

(3) 指導・観察記録による職員情報の共有と指導の徹底

日常生活や面談による情報から，服务意识や心身の状況で特に心配な職員については，当院の神経精神科医師の意見を聴くなどして，医療機関の受診，家族への協力依頼等，積極的に指導を行う。